

令和7年12月5日

橋本市議会議長  
田中 博晃 様

総務経済委員会  
委員長 田中 和仁

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の案件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件名	審査結果	委員会の意見
7	「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める請願について	不採択	別紙委員長報告書のとおり

## 委員長報告書

さる 12月4日の本会議において、本委員会に付託された、  
請願第7号 「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める請願について  
を審査するため、12月5日に委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成少数  
で不採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

### 記

請願第7号の主旨は、現在、日本の刑法には外国の国旗や国章を損壊し  
た場合の処罰規定はあるが、自国の国旗に対する同様の罪は存在しない。  
しかし、近年では日本の国旗を侮辱目的で損壊する事例も見られるため、  
国旗の尊厳と外交上の信頼維持の観点から、日本国旗を損壊した場合にも  
刑事罰を設ける必要があるため、「日本国国章損壊罪」の早期制定を求める  
意見書を国に提出することを要望するものである。

委員から質疑、意見等はありませんでした。